

予算特別委員会会議録(7)			
日 時	平成11年 7月 8日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時34分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、佐野副委員長、成田・松本(光)・中村・大畠・見楚谷・佐々木(勝)・武井・北野・西脇・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、総務・財政・企画・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病・監査委員各事務局長、保健所長・消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員 長			
署 名 員			
署 名 員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本(光)・北野両委員を指名。付託案件を一括議題とする。理事者より発言の申し出を許可する。

「港湾貨物及び船舶の装備の定義について」

港湾部長

7月5日の当委員会において北野委員から質問があり、いろいろと調べてみたが現段階では見つけれず、今後引き続き調べていきたい。

委員長

これより質疑に入る。

西脇委員

小樽港縦貫線のルート変更について

当初計画36億円に見合う事業計画が住民に説明されたが合意が得られず、新たな計画で平成10年12月に住民合意が成立した。これをさらに変更することになった経緯について説明せよ。

(港湾)工務課長

平成6年5月の地元住民説明会において、現道拡幅案と海上ルート案を示し、平成7年に入り海上案で地元了解を得て事業を進めてきたが、地元要望にある日照や騒音の問題から次第に沖出しになっていった経過があり、公安委員会などの関係機関と協議しながら最適な線形を選択するための検討をしてきた。その結果、平成10年4月の第6回説明会において地元合意を得たが、そのルートについて実施に向けた検討をしたところ、いろいろな課題が生じてきたので、このたび再検討するに至った。

西脇委員

立ち退き対象の12戸のうち既に7戸が契約済で、開建の港湾事務所の部分もこれに対応した処置が取られている。とすると、これらの付近に変更はないということか。最終的には事業の中止もありうるのか。

港湾部長

開建の事務所も移転し、東小樽交差点の補償対象の契約にも既に完了しているものもある。それらが手戻りにならないようなルートの見直しを進めていきたい。

西脇委員

そうであれば、平成6年の第2回説明会でのルートに戻る以外にないのではないかと。それで今後の住民合意が得られるとの見通しはあるのか。

港湾部長

平成10年4月に現在の沖出しルート案での合意を得たが、見直し案を何点かに絞り公安委員会やJR等の関係機関とも協議して方向性を見出した上で、地元以降ろしていこうと考えている。何とか理解を求めて了解を得ていきたい。

西脇委員

ボーリングの結果基盤が軟弱で費用が掛かり過ぎると判明したことが、見直しの理由と聞いている。このルートに至る途中でもいろいろなルートを検討したはずだから、そう簡単には新たな代案が浮かぶとは思えない。やはり36億円に見合った最小の計画図に戻る以外にないのではないかと。

港湾部長

地質調査も含め事業費が膨らみ、見直しも検討しているわけだが、地元になるべく影響が出ないように考えてき

たが、日照・騒音の問題もまた出てくることと思う。その中では現道にある程度沿った形の案も考えられるのかなと思うが、そうしたことも含め、もう一度皆さんにルートを示しながら理解をいただきたいと考えている。

西脇委員

住民説明会で合意を得るまで平成6年から10年までの5年間かかった。今度は問題がもっと複雑化したけど、いつ頃を目処に合意を取り付ける考えなのか。それとも2車線暫定供用開始目標年次は抜きにして、合意を得てからやるということなのか。

(港湾)工務課長

目標年次平成15年ないし16年を目処に事業を進めていきたいと考えている。

西脇委員

計画の見直しにより、立ち退き対象の12戸との交渉内容の変更等の影響はないのか。

(港湾)工務課長

移転補償契約をした方々への影響がないよう検討を進めていきたい。

西脇委員

JRや公安委員会との協議はさほど困難ではないが、問題は住民・漁協の合意が得られるかである。11年度は橋脚の一部着工予定であったが、これにも変更が生じるのか。

(港湾)工務課長

11年度に予定していた事業は総見直しの方針に基づき、見直していきたい。

西脇委員

南防波堤基部に計画していた着工予定の事業は、ルート確定まで見直すということか。

(港湾)工務課長

これについても漁協の合意を得てから着工の運びとなっていたが、今年実施できるかどうか、今後の見直し作業状況にもよると思う。

西脇委員

漁協の体制も新しくなったが、今後の協議の見通しはどうか。

港湾部長

これまでの沖出しルートの協議の中でも、漁に支障の出ないようにと検討してきたので今後も同様の趣旨を念頭に置きながら、ルート見直しを考えていきたい。

西脇委員

これまでもこの事業については、公共事業の過大投資の面からも止めるべきだと主張してきた。マイカル利用者ですら、往復にかなり渋滞するにもかかわらずバイパスは利用していない。札幌バイパスの一般国道化こそ、今後の小樽経済活性化への波及効果が大いに期待できるのであり、市長としてもそれをこそ国に強く要請すべきではないか。

市長

全国的に見ても、直ちに要請しても実現困難な問題ではないかと思うが、これまでの経過を調査した上で対応していきたい。

西脇委員

(株)マリンウェーブ小樽について

平成10年度の決算状況について説明せよ。

港政課長

収入の部は、艇置場使用料が約1億3,773万円、燃料売上げが約2,898万円、その他上下架使用料など約5,872万

円を加えた総売上高が約2億2,540万円になっており、それから売上原価3,747万円を差し引いた売上総利益は約1億8,790万円になる。

支出の部は、販売費約494万円、人件費約5,300万円、その他経費などを合わせた支出総額が約1億7,078万円になっており、売上総利益から支出総額を差し引いた営業利益は約1,718万円になっている。これに営業外収支、特別損失及び支払税のマイナス962万円を加算した当期純利益は、約755万円の黒字であり、前年度繰越欠損額を加算した当期末累積収支は837万4,181円のマイナスとなっている。

西脇委員

平成4年度と10年度のレジューポートの保管台数はどうなっているのか。

港政課長

オープン当時からほぼ満隻状態が続いており、大きな増減はないと押さえている。

西脇委員

平成4年の保管料収入は、計画が1億4,400万円の実績が1億4,100万円だが、10年は、計画が1億7,700万円だが実績は1億3,700万円と、4,000万円も少ない。何故ここまで減っているのか。

港政課長

修正計画で、料金改定も見込んでいたため差が出たものと考えている。

西脇委員

人件費について、平成4年の修正計画では2,780万円、実績が2,660万円と、この時だけ実績がマイナスだが、例えば平成10年は計画が3,700万円、実績が5,300万円と計画を上回っている。これは何故か。

港政課長

会社発足以来、マリーナ経営指導という形で、ヤマハ発動機(株)から2名の社員派遣を受けており、その人件費の一部を(株)マリンウェーブ小樽が負担している。当初は240万円程度だったが、平成4年当時は600万円まで上がり、これを基に修正計画を策定した。現在は1,500万円となっており、この900万円の差が影響しているものとする。

西脇委員

2名派遣させる契約が、240万円、600万円、1,000万円、1,500万円と改定されるたびに、議会に報告はしていたか。

港政課長

報告はされていないと考える。

西脇委員

社長は小樽市長であり、市が51%出資している会社である。この3セクの運営において、これだけ重大な変更を行うのに何故報告しなかったのか。

市長

経緯については承知していないが、報告すべき事項だったと思う。

西脇委員

マリーナの経営は極めて順調である。計画では10年度決算で9,100万円あるべき赤字が800万円にまで減っており、このままでは来年は配当されることになるのではないか。

市長

来年度は黒字決算の見込みだが、確定した段階ではそうした方法もありうると思う。

西脇委員

ヤマハのために27億円も投資するような事業であり、これは公的資金を投入しやすくするために3セクを隠れ蓑にした大企業誘導だと、当初から指摘してきた。センターハウスの土地建物にヤマハがかけた経費は約6億円だ

が、家賃は月額いくらか。

港政課長

172万7,000円となっている。

西脇委員

これまでに納めた家賃は合計約2億円で、しかもセンターハウスのうちマリンウェーブが使用しているのは建設面積の22%にすぎない。どう考えてもヤマハ優先ではないか。

さらに、出向社員は1人当たり年間750万円もらっていることになる。これが「一部」というなら、一体いくらの給料なのか。

港政課長

給与の月額については民間会社のことであるので、当方では把握していない。

西脇委員

マリンウェーブが発足して10年が過ぎたが、まだ経営指導が必要なのか。そのために毎年1,500万円もの人件費を支払わなければならないのか。

市長

今この場で即答しかねるので、今後、十分協議のうえ検討したい。

西脇委員

家賃や出向社員にこれ程支払うとは、民間ではこうした場合どうしているのか。

収入役

わからない。

西脇委員

派遣社員は1年毎に契約更新できるのだから、そろそろ必要ないと判断して、契約内容を変更する意思はないか。

市長

状況を確認のうえ、どんな体制が良いか検討する時間をいただきたい。

西脇委員

これまで指摘してきたように、3セクは公的資金を導入しやすくするための隠れ蓑であり、赤字なら自治体の負担となり、黒字ならヤマハが儲かる仕組みになっているのではないかと心配されるので、51%出資する市としては、しっかり監視監督をしてほしい。

委員長

先程の一般国道化の件については、全国高速自動車道通過市議会協議会の副委員長を小樽市議会議長が勤めており、私も2月に議長代理でこの会議に出席した際、小樽～札幌間の料金が非常に高いということで、一般国道化についてもいろいろ提言した経過があったので、この場で報告させていただく。

北野委員

老朽危険校舎について

住吉中学校の実態調査を行ったか。その結果実態をどう認識し、どのような対策をとる予定なのか。

学校教育部長

7月6日に住吉中学校の現状を見てきたが、老朽化が進んでいると認識している。これについては、壁面について安全確保のための補修や給食配膳室整備は必要と考えているので市長部局とも相談しながら検討したい。

北野委員

早急に取り組むように要望する。

国道5号の塩谷～忍路間について

市街化調整区域部分であり、拡幅やルート変更による都市計画決定がなされていない。

塩谷文庫歌までの拡幅は平成14年までに完成予定と聞かすが、引き続き拡幅がなされるように調整区域区間も早期に都市計画決定すべきと思うがどうか。

都市計画課長

当該区間は海と高い崖に挟まれた大変厳しい状況にあり、国では現在安全対策の意味から防災対策を講じている最中である。拡幅については、地形的に見ても技術的に見ても難しい区間であるが、文庫歌までの拡幅完了後の利用状況を見ながら検討していきたいとの意思を持っていると聞いているので、市としてもルートが確定した段階で都市計画決定の手続に入りたいと考えている。

北野委員

14年完成後は次年度も引き続き当該区間の工事に取り掛かれるように今から動き出してほしいと要望したい。国幹道は今年の1月7日に都市計画審議会に出されて8月にも決定しようという超スピードである。14年になってからゆっくりやりましょうというのではなく、開発局の意向はどうあれ、計画未決定部分は急いで市として渋滞解消のために全力を尽くすのが当然と思うがどうか。

建築都市部長

地形的に難しい部分があるが、全体を眺めた場合に将来的には交通量増を吸収するための対策が必要になるとう認識は持っている。国も同様であるので、市としても出来るだけ継続してそちらのほうにも向かってもらいたいと要望していきたい。

北野委員

新ガイドライン法について

周辺事態法が成立したが、同法第9条第1項に基づく「地方自治体並びに民間の協力」のあり方に関連して「協力」の具体的項目についての解説書が示されたとの報道があったが、市長の見解を伺いたい。

総務課長

報道はされたが、本市にはまだ国からそのマニュアルが届いていない。

北野委員

届き次第速やかに市長の基本的態度を具体的に明らかにしてほしい。また、そのコピーを各会派に1部ずつ配布してほしい。

総務課長

そのようにしたい。

北野委員

港内の安全対策について

小樽港内において過去に発生した爆発・火災等による事故について説明せよ。

埠頭事務所長

大正13年12月に旧手宮駅構内で大規模な爆発事故があったと記されている。

警防課長

最近船舶火災の発生はないが、昭和30～40年代に主に漁船で多く発生していた。

北野委員

小樽市史第6巻にはそれ以外の事故のことも記されているので、どんな性質の事故だったか後日明らかにされたい。旧手宮駅構内爆発事件と称して市史(第6巻444頁)にも記録があるが、港内の安全はいつ何時でも万全を期すべきと思う。昭和28年以来、市が港湾管理者であるわけだが、これまでどのような安全確保対策を講じてきたのか。

警防課長

昭和44年に小樽海上保安部と小樽市消防本部との間で、船舶の消火に関する業務協定を締結している。

北野委員

後程いただきたい。

小樽港に係留している艦船が火災を起こしたら、消火に向かうのか。

警防課長

埠頭あるいは岸壁に係留されている船舶にも通常火災と同様、消火活動を実施する。

北野委員

自衛艦や米艦が爆発物を積んで寄港していることについて、無関心ではいけないと思うが、その場合はどう対応しているのか。

予防課長

船舶内に存在する危険物については、消防法第16条の9により、規制が適用されないことになっている。

北野委員

消防としては艦船については関知しなくてよろしいとなっているのか。

予防課長

適用しないということなので、所管外ということになる。

警防課長

危険物等の積載物あるいは弾薬等の火薬類については、火薬取締法によるので消防は所管外であり、危険物については、消防法第16条の9に、航空機・船舶・鉄道等による危険物の貯蔵・取扱いあるいは運搬については、消防法が適用されないこととなっている。

北野委員

つまり、火事は消しに行くけれども、そうした危険のあるものが来ても消防としては手出しできないということだ。あとは港湾の関連で安全を維持する以外ない。

「港湾貨物」「船舶並びに艦船の装備」の定義について

先程報告を受けたが、市長が爆発物について艦船の装備だから貨物ではないと断定する根拠は何か。

市長

艦船に積んでいる弾薬が貨物かと問われたので、それは貨物ではないだろうと答えたものである。

北野委員

市長は選挙で選ばれて任務についており、それだけに法律や条例に基づいて市政を運営するのは当然であり、確認するまでもないと思うがどうか。

市長

そのとおりである。

北野委員

港湾管理使用条例のもととなる法律は何か。また、条例に爆発物や危険物という表示があるが、これらはどの法律をもとにしているのか。

港政課長

港湾法は、港湾の秩序ある整備と適切な運営を図るという立法趣旨があり、同法第12条の第2項に条例を定めることになっているので、条例に関する上位法は港湾法と考えている。また、船舶の安全は港則法の目的となっているので、爆発物・危険物の考え方については同法の考え方に準じて進めていると考える。

北野委員

港則法第21条で、危険物の種類は命令でこれを定めるとしているが、これは危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第1項に規定する危険物ということになるのか。

港政課長

この条例は港則法の考え方に準じているので、基本的にはそうなると思う。

北野委員

それでは、同規則第2条第1項に示されている危険物とは何か。

港政課長

第2条第1項に定める危険物には、爆発物として火薬類、有機過酸化物、その他の危険物として、高圧ガス、腐食性物質、毒物、放射性物質等、引火性液体類、可燃性固体、自然発火性物質、その他の可燃性物質となっており、さらには、酸化性物質となっている。

北野委員

結局、この条例の上位法で危険物や爆発物の中に弾薬というのが明示されている。港湾の安全を維持し、市民の安全や財産を守るということになれば、港湾の関係法令でしか対応できない訳だから、ここは厳密にやらなければならない。爆発物が入ってくることに對して、装備だから入港届・出港届に記載がないことをそのまま見過ごして何年間もきたなどというのは、市民の安全を守る立場とは言えない。このことについては改めて市長の見解を伺いたい。

市長

艦船が一切入港できないのかということになってしまう。貨物が貨物でないかという議論から、今度は危険物だからそうした危ないものは入れるなという話だと思うが、そうしたものの安全は船長の管理下、船内で十分確保するというになっているので、従来どおりそのまま十分安全確保の上、入港を許可するということである。

北野委員

周辺事態法に基づいて今度は国が地方自治体や民間を強制力を使って協力させるということが起こってくる。その時小樽は過去の歴史からいってそうなる可能性が大である。だからなおさら港湾の安全・市民の安全と財産を守るということでは、これまで以上に法や条例に基づいて厳密に対応していかなければ、地方自治法第2条に反することになる。だから私はこの問題を提起している。市長は私の質問に対して、米艦や自衛隊の入港届の記入にあたって、通常の弾薬は貨物ではなく装備だから記入の必要なしと答弁した。これは装備であっても武器弾薬が積載されていることを前提にしているということではないか。

市長

確認はしていないが、一般的には艦船には武器弾薬は積載されているだろうと思う。

北野委員

先日の道新によれば、横須賀のアメリカ軍の広報部は積んでいることは認めるが、種類や内容については明らかにできないと言う。だから積んでいることはまちがいない。港則法第21条第2項の船舶の使用に供するものに武器弾薬は含まれると理解するのか。

港政課長

貨物である、装備であるとそれぞれ意見が割れるかもしれないが、港則法は基本的には港長の権限をある程度中心にうたい込んであるもので、私どもの立場でこれがどうこうとコメントするのはいかかと思うので、この部分についてはもう1度時間をお借りしてきちんと整理した上で、この辺の見解をお示ししたい。

北野委員

しかし港長や税関に出す書類も今度の運輸局長の通達による書式も統一で、内容は一緒のものである。だから、港長が港則法で危ないとするものが積んでであると判断すれば、停泊の位置を指示するとか、あるいは港湾区域以外

に停泊させるということができることになっている。けれどもそれは港長の話であって、小樽市長として港湾管理者として、その安全を確認して港湾の安全を守るというのは当然のことなので、研究するのは結構だが、艦船に装備されている武器弾薬が船舶の使用に供するものではないと私は思う。明らかに武器弾薬というのは戦争の目的のために積載されているのだから。それを燃料と同じように扱うなどという常識はずれの解釈にならないように注文して、改めて検討を待つ。

佐々木(勝)委員

マリンフェスタについて

今回海上自衛隊が小樽港に寄港するにあたり、どんな船が来て、どんな行動をとるのかと情報を求めてきた。体験公開と称して洋上訓練を実施するとの情報も入ってきたが、日にちが推移し今日までの時点での事実経過を明らかにせよ。

港湾部次長

現在承知しているのは、本日16時30分に「あきぐも」「ゆうぐも」が入港し、明日9時に「ふしみ」、12時に潜水艦が入港するので、12時から入港歓迎行事を商工会・自衛隊協力会の主催で執り行う。明後日10時45分には1日艦長任命式がある。その後、前述の艦船が出港し、16時30分頃入港する運びとなっている。また、14時から15時まで大湊の音楽隊がマイカル小樽のステージを利用して演奏会を開く。7月11日には各艦に関係者が乗船して10時40分頃入港し、12日8時に小樽港を出発するとの内容である。

佐々木(勝)委員

マリンフェスタと銘打ったイベントの一部が小樽港で行われるわけだが、その中では、体験公開と称する洋上訓練ということはないと判断しているのか。

港湾部次長

入港目的は艦船の休養・補給であると捉えている。自衛隊としては艦等の展示により、自衛隊に対する理解を深めてもらうという意味があるのかとも思う。また、一般公開ではなく、近隣の自衛隊協力会の方々を乗船させると聞いている。

佐々木(勝)委員

マリンフェスタの目的が体験公開と称する洋上訓練にあるのかどうか調べたのか。

港湾部次長

関係者と打合せた際に確認したところ、一般的な体験公開ではなく、あくまでも関係者を特定して招待し乗船させるものであるとのことである。

佐々木(勝)委員

情報収集が足りないように思う。教育委員会に聞くが、体験航海なので実際に乗艦させたような経緯は過去にあるか、学校からそのような連絡はあるかと聞いたら、ないと答弁していたが、その後調査した中で変化はあったか。

学校教育部長

「ない」ではなく「聞いていない」と答弁している。この件については各学校に問い合わせたが、6月2日付けで自衛隊札幌地方連絡区小樽募集事務所より、海上自衛隊護衛艦による体験航海について文書による案内がきている。

佐々木(勝)委員

港湾部と教育委員会との間で情報収集の突合が足りないと思う。その案内文書には、日時は7月10日および11日の10時から5時30分、場所は小樽港及び石狩湾、内容は護衛艦やミサイル艦など14隻以上・ジェット機や航空隊による洋上展示を実施する、との件がある。石狩湾での洋上訓練の内容は、第2日目から一般市民とりわけ中

学生を対象に自衛艦に乗せて海上に向かい、実戦の戦闘実働訓練を見せることだと知らされている。これは由々しき問題だと思う。こうした内容が様々な指摘を通じて明らかになった時点で、やはり何らかの対策を講じるべきではなかったのか。今日、市長に対し入港反対の申入れをしたが、市長部局で聞いている内容と、こちらで押さえている内容にずれがあるような言い方をされるが、そうではなく、看過できないのは、子供達を乗せて実戦訓練を行うということを承知していたのか。

市長

小樽ではそうした行事は一切ないと聞いており、自衛隊の方から各学校へ文書が送られたということは今日の午前中まで聞いていなかった。石狩と小樽では対応が違うようだが我々としては小樽港の問題について状況確認しながら進めていくことで手一杯である。

佐々木(勝)委員

これを教訓にして、いち早く情報収集して対策に当たることが大事であろうし、そうした意識を常に持ちながら緊張感を持って対応してほしい。港湾部と各関係部局との連携も密にしてほしいと思う。

総務部長

今今のやりとりを聞きながら、勉強不足との思いを強くしている。今後十分気をつけていきたい。

武井委員

国籍条項の撤廃について

該当する職種の範囲や実施時期、職務の限度について、どのように考えているのか。また、実施に向けての今後の手順について示せ。

総務部長

他都市で実施しているところでは、公権力の行使に係わるセクションや、管理職等を除いて国籍条項を撤廃しており、当市でも実施するとすれば同様な内容になると思う。ただまだ今年の新規採用試験を実施するかいなかを決定していないので、実施するとすれば、撤廃に向けて取り組んでいきたい。手順としては、募集要綱の中に一定の条件を付して了解する方は受験していただきたいと考えている。

武井委員

いつ頃決定するのか。

総務部長

夏中をかけて来年の職員体制に向けて各部とのヒアリングを行う中で、行革も睨みながら判断していきたいので、現時点でいつ決定するとは言えない。

武井委員

従来から国籍条項を付していない部門はあるか。

職員課長

技能労務職員や、医師を含めた医療関係の職種がある。

武井委員

採用した実績はあるか。

職員課長

平成3年に韓国籍の医師を1名採用している。

武井委員

すでにそうした実績はあるのだから、早急に実現してほしい。

総務部長

募集をすることになれば、撤廃の方向で考えていきたい。

武井委員

咸臨丸の入港について

小樽港に入港する艦船は予定通り入港するのか。

港政課長

昨日の朝の段階では方向性が見えていなかったが、午後に至り小樽に予定通り向かうとの連絡が来たので、一般公開等は予定通り行いたいと考えている。

武井委員

船長の行方はまだ分からないのか。

港政課長

昨日の時点では残念ながら消息不明と聞いている。

武井委員

ガイドライン問題について

来月に法律が施行される。この「協力」は自衛隊だけが担うと考えているのか。

総務課長

自衛隊だけではなく、同法第9条第1項および第2項等には、地方自治体あるいは民間に関しても規定がある。

武井委員

協力を求められたら市長はどうするのか。

市長

協力依頼を受ける項目は13項目あるが、その依頼の背景を含めて判断することになるかと思う。正当な理由があれば協力を拒否できるようだが、その時々背景を見ながら市民の安全確保も考えながら対応すべき問題だろうと考えている。

武井委員

多くの自治体が協力要請が無制限に広がるのではないかと不安を抱いている。市長の判断で要請を断ることができるのか。

市長

解説書が順次我々の方に降りてくるにはまだ時間がかかると思うが、その間各自自治体から諸々の意見が上がりそれによってどのような修正がなされるか、その様子を見なければ現段階では確答することは難しい。

武井委員

政府が公表したような典型的な内容に限られたものではないと、すでに表明され、だんだんそれが広がっていくのではないかと危惧するがどうか。

市長

示されている原案を見た段階で、各関係自治体がそういった心配をしているということは承知している。

武井委員

「議会が協力反対決議をしても無効である」との一項目があり、そのような決議があっても市長が拒否したことにはならないとの解釈があるが、これについてはどう考えるか。

市長

一定の議会意思が表明されるのであるから、そうしたことも加味しながら判断していかなければならないのではないと思うが、正式なやりとりをしていないので、確認してからお答えしたい。

武井委員

こうしたことでは「正当な理由があれば拒否できる」ということも空文化する恐れがある。どこにも歯止めがなくなるようにも思うがどうか。

市長

「正当な理由があれば拒否できる」というのは、議会が決議したから断れるということではないのだからと思う。

武井委員

こうした地方議会無視の姿勢に加え、政府は「個別法令に違反する場合には、国による停止・変更命令を措置することも考えられる」としている。つまりは何でもできるということではないか。

市長

微妙なところであり、違反するとはどのような場合か等、解説を聞かなければこれだけでは答え難い。

武井委員

市長の手の届く段階ではなくなってしまうような気がする。市長も議会・住民との板挟みでお気の毒と思うが、今後について市長の考えを伺いたい。

市長

小樽港は平和な商業港に徹してほしいと思うし、「周辺有事」といった事態の起こらないよう、この法律が適用されることなく国際関係が良好に保たれるよう、国の外交をしっかりとやっていただきたいと思う。いずれにせよ、市民の生命・財産を守るという基本的立場は堅持していきたい。

斉藤(陽)委員

体験学習のための河川整備について

2002年の学校完全週5日制や新学習指導要領の移行措置等が決まり、総合的な学習の時間というのが行われることになっている。これに関し、子供たちが地域の身近な自然に親しめるように、文部省・建設省・環境庁などが全国の約5,000の河川を「こどもの水辺」に登録し、体験学習に適した整備を具体化する方針を決めた。近いうちに都道府県、教育委員会、地方建設局にこのプロジェクト実施に向けたこどもの水辺協議会を立ち上げるとの新聞報道があったが、小樽市としては土木部・教育委員会・環境部で把握しているか。

(土木)水沢主幹

概要についてはつい先日知ったが、学校完全週5日制に向けて自然体験の場として整備すると聞いている。

指導室長

我々も承知している。

環境対策課長

環境庁からは通知はきていない。

斉藤(陽)委員

このプロジェクトに先行して、数年前に「水辺の楽校」プロジェクトがあったと聞くがどのような内容か。

(土木)水沢主幹

建設省が推進母体となり、小樽市でも1河川について推進協議会を設置した中で整備しようとしていた経緯がある。

斉藤(陽)委員

この2つのプロジェクトの違いは何か。

(土木)水沢主幹

道の河川課によると、「水辺の楽校」はハードがメインで、「こどもの水辺再発見」プロジェクトはソフト的なものだと言っている。

斉藤(陽)委員

前者は施設整備・河川改修が、後者はその利用面が各々主体であると聞くと、計画推進に際しては都道府県ごとに教育委員会・河川管理者等が連絡会を設置し、子供の体験学習に適した河川を選定し登録するという流れが報道では示されているが、この連絡会については把握しているか。

(土木)水沢主幹

詳細についてはまだ土現とも話し合っていない。

斉藤(陽)委員

「水辺の楽校」については推進協議会が行われたというが、それはいつのことか。メンバー構成はどのようなものであったのか。

(土木)水沢主幹

本年3月29日に第1回協議会を開催し、学校長・教育委員会・地元町内会ほか各種団体をメンバーとし、趣旨説明を行った。

斉藤(陽)委員

全国で5,000箇所の河川を選定・登録するとのことだが、「水辺の楽校」と「こどもの水辺」ではそれぞれどこに登録するのか。

(土木)水沢主幹

「水辺の楽校」は建設省に、「こどもの水辺」は道開発局に登録される。

斉藤(陽)委員

予算措置はどのような違いがあるか。

(土木)水沢主幹

「水辺の楽校」は建設省の予算が付くが、「こどもの水辺」はソフト面重視であり予算は付かないと聞いている。

斉藤(陽)委員

ハードをどのように活用するかについて予算は付かないが知恵を出そうということだと思うが、「水辺の楽校」推進協議会の行われている場所はどこか。

(土木)水沢主幹

蘭島川上流の市道塩谷蘭島山手通線の下側で計画している。

斉藤(陽)委員

「水辺の楽校」は子供達の水辺の遊びを支える地域連携体制を構築するため、河川の自然状態を極力保全することがメインテーマになっているようだが、蘭島川についてはそうした自然状態の保存が可能なのか。

(土木)水沢主幹

治水上の問題もあるが、当該河川については護岸に植生ブロックを配置する等、皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。

斉藤(陽)委員

プロジェクトの出発点は、総合的な学習の時間に対し子供達の体験学習・自然観察の場を整備しようということにあったわけだが、パースを見ると、どちらかといえば人工的な護岸工事がなされているのではないかと心配される。今後、地元要望を取り入れて設計変更することは可能なのか。

(土木)水沢主幹

蘭島川改修については今月末に地元説明会を開催する予定であり、その中で皆さんの意見を聞きながら検討していきたい。

斉藤(陽)委員

新指導要領で総合的な学習の時間ができるが、河川の教育的価値についてどのように考えるか。

指導室長

文部省の体験活動に関する調査では、例えば太陽が昇ってくる場所や沈むところを見たことがない子供が3割であり、自然体験が不足しているという結果が報告されている。

やはり子供たちの身近な場所での自然体験は思いやりや正義感など豊かな心や社会性を育むことにつながると考えている。

斉藤(陽)委員

蘭島川について、自然観察、野鳥の観察等の利用方法についてはどう考えるか。

指導室長

我々も話を聞いているが、地域の子供たちにとっては大切な自然環境であると考えている。新学習指導要領で総合的な学習の時間が創設され、今後その時間を活用しての体験活動が行われることも考えられる。

斉藤(陽)委員

環境問題の啓発という意味では蘭島川整備をどう考えるか。

環境対策課長

以前から住民との話し合いに我々も加わっており、その意見を聞きながら進めていくとのことであるので、その方向を見守りたい。

斉藤(陽)委員

「水辺の楽校」推進協議会の今後の予定はどうなっているか。

(土木)水沢主幹

今月開催予定である。方針が見えた段階で協議会は解散する形になる。

斉藤(陽)委員

「こどもの水辺再発見」プロジェクトの方の協議会が立ち上がれば、解散するのか。

(土木)水沢主幹

任意の協議会なので、2～3回開催して方向性が見えたら解散する形で考えている。

斉藤(陽)委員

「水辺の楽校」でハード面を先行させてきたが、後から「こどもの水辺」で協議会を発足させても利用面が制限される。むしろこういう活用をしたいからこういう施設整備をしてほしいというフィードバックの仕組みは考えられないのか。

(土木)水沢主幹

「水辺の楽校」推進協議会のメンバーは、学校長・教育委員会・地元町内会・各種団体であるので、後戻りするという事は考えていないと思う。

斉藤(陽)委員

「こどもの水辺」協議会にもそれらのメンバーは参加するのか。

(土木)水沢主幹

市教委・環境・土木・河川管理者・河川の影響を受ける団体・青少年団体・地域活動グループからなるので、重なる部分が出てくるものと考えている。

斉藤(陽)委員

ハード面の設計に当たり市民や教育関係部局の意見は反映されるのか。

(土木)水沢主幹

蘭島川改修にあたり、「水辺の楽校」推進協議会だけでなく、町内会で全体の説明会を開いた中でも話しており、

いろいろな意見をいただきながら概要を作成したものである。

斉藤(陽)委員

総合的な学習の時間というのは今までの学校教育の中にはなかった部分であり、今までだと教科別、単元別の学習であったのが、総合的な学習では教科横断的に物事を把握していく考え方が必要となる。新聞記事によると、国立教育会館社会教育研修所の廣瀬さんは、総合的な学習の時間には社会教育的発想が重要であり、今までは博物館や美術館等で行われていた、実物を手にとって触って理解する、総合的、直観的な物事の把握がより重要になり、教師自身も実際に触って自己啓発していく必要があると言っている。今回のこどもの水辺の指定ができた場合、どのように利用していくか、教師の立場からの取り組みはどのようにするつもりか。

指導室主幹

総合的な学習の時間は来年度からできるところから実施してほしいとなっているが、市内の学校では学校周辺の自然を生かして実際に自分で川の様子を観察、実験するなどしてし、それをもとに学習するという体験的な活動を中心にした教育活動を推進していくよう学校でも準備を進めている。我々も教員が自ら体験を中心とした学習活動を行うべく、資料等を準備しながら一層体験的活動が進むよう努力している。

斉藤(陽)委員

具体的に教育委員会として、教員研修として社会教育主事講習を教員に受講してもらい、都道府県の生涯学習センターや国が実施する研修への教員の参加等について検討する考えはあるか。

指導室長

総合的な学習の時間等の部分について通知があったばかりであり、今後その部分も含めて検討したい。

斉藤(陽)委員

将来的に優れた自然を最大限に活用した方向を研究してほしい。この他に検討している河川はあるか。

(土木)水沢主幹

二級河川としては勝納川、将来的には朝里川・星置川を考えている。

斉藤(陽)委員

特に朝里川は、教育的資源・観光的資源としても重要だと思うが、これに対してはどのように対応するのか。

(土木)水沢主幹

河川改修だけでなく、定山溪線も含めたあの地区の全体的なマチ構想が固まってきた段階でそれとリンクさせて、どのように機能させるかという話し合いになろうかと思う。

大畠委員

商大ヨット部合宿所について

今年3月、祝津の浜を背にして水族館駐車場左手の丘の上に、商大ヨット部の合宿所が新設された。しかし、それによる下水道や工事の問題、また、旧合宿所の扱いはどうなるのか等、地域住民は非常に心配している。特に降雨時に浸透升からあふれた排水で下方の民家は大変な迷惑を被っている。場合によっては土のうを積み重ねなければならぬし、側溝も整備されていない。一体どこに陳情に行けばよいのかと心配しているのだがどうか。

都市環境デザイン課長

昨年10月に艇庫をつくるという届出がなされ、3月に工事が行われ、新施設が高台に出来たので、財務局の原野を通した下水道の整備が行われた。また、新たにできた宅地造成の部分については、沢に雨水が放流されたという状況があり、地域から施設ができたことが原因だとの声もあり、我々も現状を見て応急的な手当をとった。旧合宿所は昭和39年築で規制法以前の建物であり、浸透樹も老朽化し浸透機能そのものがかなり失われているので、我々から商大に状況説明し改善方をお願いしている。

大島委員

商大にはお願いしているが、その返事待ちの状況ということか。

都市環境デザイン課長

商大としても、商大の土地だけに係わる問題なのか、地域全体に係わる問題なのかという部分も含めてどのように処置するか、建物も含めた土地全体の利用を見直さなければならない状況もあるということで、現在検討中であると聞いている。

大島委員

解体するとの話も一部にあるやに聞くがどうか。

都市環境デザイン課長

旧施設については解体することも考えていると聞いている。

大島委員

いずれにせよ、水の問題は解決していない。住民はどこへ陳情に行けばよいのか。

都市環境デザイン課長

宅地自体の管理責任はその所有者である商大にあると思うが、原因そのものは商大の旧艇庫の汚水だけの問題なのか、地域全体の問題なのかということも分析しなければ整理がつかない部分もあるのではないかと思う。

大島委員

分析の段階は過ぎている。(4月14日と9月19日の現場写真を示しながら)浸透櫛の用は足りていない。升も側溝も埋まっている。その中で下流の住民が長年苦しんできた事実がある。法面に隣接する民家の玄関先にまで水があふれてくるので、仕方なく土のうを積んでしのいでいる。それが降雨時・雪解け時に繰り返されている。何とかこうしたご苦勞を解決する方向で進めてほしい。どこが原因かという問題ではない。どこに陳情に行けばよいかは後日相談したいと思う。

最上市営住宅外壁工事入札について

4件ほど行われたが、談合情報があり契約を後日にしたと聞く。談合情報が入ったらたとえ5分前であろうと中止すべきとの意見もあるがどうか。

契約管財課長

入札の2、3分前に情報を得た。通常は工事名や会社名があれば談合情報と捉えるが、その時は4本の入札のうち具体的工事名や業者名がなかったため、通常の談合情報とは捉えなかった。しかし入札執行後、具体的にこの工事にこの業者との情報が入ってきたのでそこから談合情報として捉え、13業者に事情聴取し誓約書を取り契約した。

大島委員

今後はたとえ5分前であってもそのような情報が寄せられたら、どのような取り組みをするのか。

契約管財課長

今回は市内業者でもあり、よもやと思っていたのも甘かったかと思うが、今後はそうした情報を得た場合は、極力業者名を尋ねる等慎重に進めていきたい。

大島委員

いずれにせよ、公正な入札を希望する。

小樽港マリーナについて

資料要求をしたが、その内、「小樽港マリーナの利用艇の審査状況について」の資料の中で、申請者が新規か再申請かを示してほしいと言ったが、不承認総数だけしか内訳が出ていない。その理由を示せ。また、平成9年から11年の直近の審査委員会の開催日とその議事録を要求していたが、出せない理由は何か。

港政課長

3点資料要求があったが、2点目の平成9年から11年の申込み者の新規・再申請の内訳が出せなかったのは、資料要求の文書をもったのが昨日であり、マリンウェーブが定休日であったため、役員に連絡をとり、数を確認しようと思ったが、不承認の数は役員がたまたま記憶しており、間違いない数字だということで、新規8件、再申請1件との答えをもったが、承認の方については、過去10年程度の申込状況を遡って新規か再申請かを確認しなければ、自信を持って内訳を示せないということである。

また、審査委員会の議事録は、第3セクターということで資料要求があった訳だが、審査委員会の議事録は、私も中身を見たことがないが、おそらくこの審査の中身というのは、承認・不承認の1件1件についての委員の意見等がのっていることが考えられ、また、現行のマリンウェーブは申請者に対し、審査結果を報告する際に理由を明らかにしていないという状況の中では、示すのは無理ということで提出を控えていただいた。

大島委員

マリンウェーブのマリーナ利用契約書について、第5条では、権利・義務の譲渡禁止が謳われているが、これはどのような内容か。

港政課長

基本的には、マリーナと契約した場合、第三者に対し、有償・無償を問わず、この権利及び義務を貸与または譲渡、担保に供してはならないということだと考えている。

大島委員

第14条では、契約解除が謳われているが、内容を示せ。

港政課長

契約をした場合に、その所有者・使用者から虚偽の申請があった場合、マリーナ施設内において、粗野または乱暴な言動をして、他のオーナー、管理者、利用者等に迷惑や不快感を与えた場合、支払い期限を超過しても使用料を支払わない場合、支払い期限を超過しても、甲(契約者)が乙(マリンウェーブ小樽)に対し負担するガソリン代、契約艇の修理代その他、乙との取引にかかる債務を支払わない場合、マリーナ施設内においてポート・ヨットまたはエンジン等の物品の販売・賃貸、サービス、それに類する行為をマリンウェーブ小樽の許可なく行った場合、これらの他に、他人に迷惑となる行為、マリーナ内の秩序を乱した場合と考えており、その他として、前各号の他に第14条の第2項第4号記載の条項を除く本契約の1つにでも違反したときとなっており、この場合については、相当の期間を定めてその是正を勧告し、その期間内には是正がされない時は直ちに契約を解除することができるとなっている。また、2項としては、とくに催告をしなくても直ちに契約を解除できるものとして、

暴力団の構成員、準構成員、またはそれに類する非合法的な団体の構成員であるとき、暴力団の構成員、準構成員、またはそれに類する非合法的な団体の構成員を契約艇に乗船させ、または契約艇もしくはマリーナ施設を利用させたとき、マリーナ施設内において暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物損壊・賭博等の犯罪行為もしくは法令違反行為を甲、または甲が契約艇の使用を許諾した者が行い、もしくは行うこととしたとき、第3条、または第5条、第6条に規定に違反したとき、有償・無償を問わず本契約上の地位を第三者に譲渡し、または名義変更、名義貸与等の行為を、乙の事前の書面による許可なく行ったとき、となっており、3項としては、契約の単独所有者たる甲が死亡したとき、または共同所有者の内、一人の者が死亡した時は、本契約は終了するものとする、ただし乙が相続人に対し本契約上の地位の承継を認めた時はその限りではない、となっている。

大島委員

小樽港マリーナ利用規則第11条では、陸電、給水施設の使用禁止について謳われており、第2項に「マリーナ管理者はその利用をいつでも中止させることができる」となっているが、どのような時に中止するのか。

港政課長

勉強不足で申し訳ないが、この事項についての具体の例は承知していない。

大島委員

西脇委員の質問の中にも、ほとんど利用されているとなっている。どういうことかと心配していたのは、あそこで水や電気を止められたら係留している意味がなくなってしまう。例えば、夜間、電気をつけて楽しんでいる姿をよく見ているが、どのような時に止めるのか後で教えてほしい。

次に、審査委員会について資料をもらったが、これを見ると、審査委員会は平成9年に4回行われており、37件の申し込みで承認は30件、不承認が3件、キャンセルが4件となっている。平成10年には申し込みが28件、承認が21件、不承認が5件、キャンセルが2件、平成11年度には申し込みが9件、承認が8件、不承認が1件となっているが、先般、市民から相談があった。平成11年4月26日付けの審査結果のご案内の中で、「不承認になった理由についてのお問い合わせは一切対応しないことになっていきますことをご承知おきください」と書いている。同じく昨年6月22日付けのものも、「理由については一切対応しない」となっており、本人は何故不承認になったのか分からない。

先程このマリナーの規則や契約書に、解除や禁止についていろいろ書いてあったが、これらに該当するのか、あるいは他に理由があるのか、本人たちはそれを知るすべがない。問い合わせればこのとおりである。これは私もおかしいと思う。契約でこのように謳っているのであれば、あなたは何条の何項のこういうところに抵触すると教えるべきである。しかし、一切対応しないとなれば、まったく本人にしてみればどうしようもないということである。また、不承認が1名とのことであるが、理由が分からないままに申込みを断って対応しないのは、マリナーの運営上問題があるのではないか。

港政課長

審査結果のご案内については、我々も今回案内文書を見て、理由についての問い合わせは一切対応しないとなっているので、我々としても少なくとも申請者には、どのような形になるかは別としても、ある程度理由を示す責務があるのではないかと考えており、これについては、今、マリンウェーブ小樽の方にそのような話をして、結論はまだ出ていないが、検討させているところである。

大島委員

私のところに相談に来ている人から、このことが原因で不承認になっているのではないかとということで、いただいた裁判記録がある。もし、このことで断られているのであれば不承認になっている人が和解勧告で100%認められている。解決しているのに、何が原因か分からなくて非常に困っているとの相談である。9年3月2日に書類を受理し、和解勧告が出て解決したのが10年6月15日である。本人はどうしても理由が知りたい、ということなので、もし、それが原因で不承認なら、再度これらの判決文を参考にしながら審査会を開いてほしいがどうか。

港政課長

我々には、具体的にどの人という情報を承知していないが、不承認の場合の理由について一切対応しないという扱いについては私もどうかと思い、マリンウェーブと話をしているので、それらの経過も踏まえて結論が出た時点で、もし今の方からの申し出があって、対応ができるかどうかについては、いたずらに時間をかけている訳ではないが、長年かけてやってきたことを方向転換するという事なので、審査委員会の委員の意見や社内的な検討などもあると思うので、いましばらく時間をお借りしたいと考えている。

大島委員

トヨタのカatalogがマリナーをバックにつくられているが、このように利用する場合には何か手続きが必要なのか。

港政課長

どのような経過でそのパンフレット作られたか承知していないが、一般的に小樽の観光ポスター等や小樽市が発

行するものや観光協会が発行するものの中にそのようなものが出てくるものもあるが、具体的な話になるとお答えできかねる。

大島委員

私は一方からしか話を聞いていないが、これはよくてこれはだめというケースも聞いている。それらも後でいいので返事してほしい。最後に市長に聞くが、申請者について一切対応しないとのことだが、マリンウェーブの社長として、理由については本人に開示すべきだと思うがどうか。

市長

審査結果の通知については、いろいろな経過があってそのような状況になっているのだと思うが、やはり申請者が理由を分からないのは問題があるかと思うので、それについて、会社の内部で検討していきたい。

松本(光)委員

小樽商工信組について

当委員会初日小樽商工信組に関連して、現在、改善命令が出されて組合員の追加出資をメインとする経営改善計画を実施中の現状を説明し、市内組合員で追加出資を要請されている人達の相談に乗ってあげていただきたいということをお願いした。その後、5日の道議会において自民党の鎌田議員が専和信組に関連して同様の趣旨の質問をした。それに対する答弁で堀知事は、「取引先の大部分は小規模で再出資は難しいとして経営基盤強化や再出資支援の必要性を強調して出資促進と基盤強化のため9月を目処に支援内容をまとめる方針である。」という答弁をした。私も随分前向きな答弁と驚いたが、マスコミもびっくりしたとみえて道新にも読売にも出ていた。専和信組の場合は共同信組と千歳信組の事業を引き継ぐ話であり、小樽信組は経営早期は正措置が発動されているということと少し違うが、両方とも組合員にとっては、再出資と追加出資の違いはあれ出資を要請されているということについては変わりはない。それでこういう前向きな答弁が出て検討しているわけだが、小樽商工信組は小樽市に本社があり、多くの組合員は市内の中小企業の方々で今、5億円出資の要請を受けている。経営基盤の強化という意味では、小樽商工信組の優良取引先の一つである小樽市が取引内容や取引高の拡大ができるのかどうか、あるいはその出資を要請されている組合員にどのような支援ができるのか、というような方策を道に準じてとれないか、是非とも検討してほしいがどうか。

市長

商工信組に対する早期是正措置については、経済部で早速本店へ行き、いろいろと状況を聞いてきた。私どもとしても支援できることがあれば支援していこうという気持ちでったが、当面、組合員の中で5億円の出資や店舗の統廃合などを考えておられるということであるただし、地元の金融機関であるので行政としてできることがあれば、全面的に支援したい。出資はできないようなので、例えば一借や預金の振替ができるのであればしたい。さらに出資者への支援として出資に対する融資などの問題もあるので、信組と相談してできるだけしていきたい。

中村委員

ベンチャー育成について

来るべき21世紀の小樽を担うベンチャー企業の育成のための環境づくりとして、インターネットやインキュベーション施設の整備に今から取り組むべきと思う。これまで市としては企業誘致に取り組んできたが、これからは人材誘致にシフトすべきであり、小樽はその条件が揃っていると思う。バブルの影響をあまり受けずに住宅取得の点で地域優位性があり、また首都圏の道内出身者はUターン意識・独立意識も強いとの調査結果もある。こうした人材の受け皿として、市役所も商大や経済界と連携して、市独自のインキュベーション施設を整備すべきと思うがどうか。

商工課長

ベンチャーは今後の経済発展に関して重要なものと認識しており、道内高専OBにUターン・Iターンしていただくことも大事であろうと思う。またここ10年で道内各地に受け皿は出来てきているが、情報産業中心であり、新たなビジネス展開に至っていない、大企業の研究開発をしている方がそうした施設に入っていることが多く、まだ起業家の参入がなかなかないのが現状と思う。ただ、これからにとっては大切な部分であり、小樽の中にも芽吹いてきていると思うので、技術力や企画力、経営ノウハウ、資金提供といったシステム全体の枠組みづくりから始めていきたい。施設づくりはその次の段階ではないかと考えている。今後連携をとりながら積極的に進めていきたい。

中村委員

小樽の場合あまり大きな研究施設は必要ないと思うので、ぜひ検討してほしい。また、コーディネーターの存在が鍵を握っていると思うが、その人材が不足している。国外からでも招へいすることもぜひ考えてほしい。商大と連携をとっていただきたい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後3時47分

再開 午後5時30分

委員長

これより修正案の趣旨説明を求める。

西脇委員

今議会には、通学バスの助成拡充を求める請願が2件提出されている。バス通学を余儀なくされている父母の負担は年間約10万円だが、子供の通学上の安全を考えればこそこのようにしたささやかなしかも妥当な願いに応えることは必要である。修正案は不用不急の海外視察費225万円を、バス通学通年助成の財源の一部とし、不足分は減債基金をもって充てるものとする。

委員長

これより討論に入る。

北野委員

議案第1号は修正案に賛成、原案に反対する。バス通学助成は父母のささやかな願いにほんの僅かだが応えたもので一步前進と評価している。しかしそれでもなお、負担は高額であり、修正案こそ父母の願いに合うものと思う。また、議会費のうち、議員の海外視察費225万円は反対、議案第6号は当初予算でも理由を述べたように反対、請願第1号および第2号は採択を主張する。住民の切実な要求であるから、本来であれば継続審査とし総務常任委員会に付託替えの上、閉会中も審査するのが、有権者の願いに応える議会の態度ではないか。しかも、今春の地方選挙でバス通学助成を公約に掲げた党もあるのだから少なくとも継続審査とすべきであろう。議会活性化が重要になっている。賛成・反対の討論を行って有権者に自らの態度を明らかにすることが必要である。

大島委員

請願第1号および第2号について賛成の討論を行う。教育費が増加する中、わが子に通年バス通学をさせたいとの親心は理解できるものであり、願意は妥当と考える。少子化が社会問題化している昨今、地域社会全体で子供を育てる意識も大切であり、採択を主張する。また、議案第1号修正案については、修正の趣旨は理解できるもののバス通学の引き合いにする財源については、他の方法もあると考えるので反対とする。

委員長

討論終結。これより順次採決する。

採決の結果、まず、議案第1号修正案については賛成少数により否決と、次に原案については賛成多数により可決と決定した。次に、請願第1号および第2号については賛成少数により不採択と決定した。次に、議案第6号については賛成多数により原案可決と決定した。次に、その他の案件については原案可決と全会一致で決定した。

閉会宣告。